平成２６年（フ）第５２号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本932番地の10
債務者　小井戸尉人
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第６０号
神奈川県足柄下郡湯河原町門川466番地の１ミタケハイツＡ棟201号
債務者　石川　賢壽
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１１８号
京都市東山区大和大路通七条下る２丁目辰巳町598―３、住民票上の住所京都市下京区七条通間之町東入材木町452番地　Ｌａ・ＫＩＹＡＭＩＹＡＳＳＯ　101
債務者　荻野　良孝
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
京都市伏見区向島四ッ谷池14番地１向島市営住宅５―６棟601
債務者　大元　良一
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
京都府宇治市槙島町中川原146―２　宇治おぐら住宅第５号棟401、住民票上の住所京都市伏見区淀美豆町276番地　セジュールオルキディア201
債務者　古定　　毅
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９９号
京都市右京区太秦東蜂岡町９番地31
債務者　カーショップ京都こと　田中　数馬
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２１６号
京都府八幡市男山八望１番地―Ｃ２―502
債務者　長瀬　　優
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
京都市右京区山ノ内養老町19番地の13
債務者　お好み焼き西小路こと　中出　清子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２２７号
京都市伏見区深草川久保町14番地３　ビラージュ深草102号室
債務者　伊藤　勝康
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
京都市西京区大枝北沓掛町２丁目12番地の２サンシティ桂坂弐番館602号
債務者　花村　光雄
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２５４号
京都市左京区下鴨東塚本町55番地　エステート下鴨201
債務者　池田　晋治
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２５５号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地33―107
債務者　赤帽松田運送店こと　松田　光男
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３０号
大阪府松原市東新町３丁目７番25号
債務者　湊　　政則
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番361号
債務者　坂井亜由美
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
奈良県生駒郡平群町若葉台１丁目５番６号
債務者　武本　里香（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６５号
熊本市北区兎谷２丁目７番13号
債務者　永尾　幸人
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１９号
熊本市東区新生２丁目７番10号　コーポＮ403号、前住所熊本市中央区神水１丁目１番67号　深田借家１階
債務者　岩下亜久里
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係